

いしかわ農業法人だより

Ishikawa Agriculture Corporation Magazine

発行 石川県農業法人協会 いしかわ農業総合支援機構内 発行人 佛田利弘
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20 Tel076-225-7621 Fax076-225-7622

予定中止のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大予防の為、下記行事は延期または中止となりました。

【延期】

・令和2年3月5日
日本農業法人協会設立20周年記念式典
→新日程：令和2年6月30日（予定）

【中止】

・令和2年3月10日
JA石川県連との意見交換会

新型コロナウイルスに注意

2月末現在で石川県内での新型コロナウイルスの感染者は6名となりました。

普段から手洗い、うがい、マスクの着用等、感染予防に注意してください。

詳しい情報は石川県のホームページ等をご覧ください。



↑新型コロナウイルス感染症について

佛田会長コラム

新型コロナウイルスへの農業界への影響

ニュースでも連日報じられていますが、新型コロナウイルスは、中国から発生し、世界へ蔓延しています。これをどのように食い止めるか、日本政府はもとより、WHOも可及的最大限の取り組みを行っている。この影響で、集会や学校への登校制限もかかり、経済への影響ははかりません。実際にどのようなことが考えられるか、私見ではあるがあげてみました。

・中国での経済停滞による生産の遅延 家電製品や自動車・農機などの部品輸入の遅延が生じ始めている。これは、日本の製造業に大きな影響を及ぼし、日本の農業にも影響が生じる可能性があります。

・食品等の輸入規制 ウィルスの感染に関係して、動物や食品等の検疫が強化されているが、これによって、一部の野菜なども輸入が停滞しているとの情報があります。（刻々と情勢が変改しているので、正確な確認が必要。）

・観光客の減少 金沢を中心とした石川県は、観光客で活況を呈していましたが、観光客の減少は著しく、この観光関連の影響は大きいと考えられます。

・日本国内の経済停滞による消費の変化 外出や外食の規制等による消費減退は大きな影響があり、特に外食では、来客数が大幅に減少しているといわれています。この後の状況次第ではありますが、外食等の消費動向を注視する必要があります。

いずれも、ネガティブな内容に見えますが、この難局を業界や地域を挙げて打破する必要があると思います。協会としても、県からの情報などを参考に、情報の共有や対策の連携を進めて、影響を最小限にしたいと考えています。

2020年3月1日 石川県農業法人協会 会長 佛田利弘

特集！農作業機（アタッチメント）付き農耕トラクタの公道走行について

昨年から「一定の条件」の下、農作業機（直接装着するタイプだけでなく、けん引タイプも12月25日付で可能になりました）を取り外すことなく、農耕トラクタが公道を走ることができるようになりました。しかし、灯火器類の設置や保安基準の遵守のだけでなく、場合によっては大型特殊免許の取得や特殊車両通行許可が必要になりますので、今一度農作業機付き農耕トラクタの公道走行に関する「一定の条件」を再確認していただき、必要な対応を取っていただきますようお願いします。

「一定の条件」は以下の4点です！

①灯火器（ライト）類に関すること

・農作業機を装着しても、灯火器類（方向指示器、後部反射器、前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯）が他の交通から確認できることが必要です。確認できない場合は、所定の位置に灯火器類を別途設置する必要があります。なお、灯火器類が確認できる場合でも対応が必要な場合がありますので、詳細は農林水産省のホームページまたは、「農作業機付き農耕トラクタの公道走行についてガイドブック」を参照願います。

②車両幅に関すること

・農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安全キャブや安全フレームは2.8m以下）、かつ、最高速度15km/h以下の場合は、農作業機を装着して全幅が1.7mを超える場合は、機体左側に後写鏡（サイドミラー）を設置する必要があります。

・農耕トラクタ単体の大きさを含め、農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていた場合には、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要であるほか、車両の最外側が分かるように灯火器等の設置が必要です。

③安定性の保安基準に関すること

・農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性（傾斜角度）が変わるため、安定性の保安基準（30度又は35度）を満たせなくなる場合は、運行速度が15km/hである標識を設置し、運行速度15km/h以下で走行しなければなりません。なお、（一社）日本農業機械工業会のホームページにおいて、農耕トラクタと農作業機の組み合わせによる安定性が確認されている場合は、15km/h以下の走行制限はありません。

④免許に関するこ

・農耕トラクタ単体または、農耕トラクタに農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下の寸法を超える場合には、大型特殊免許（農耕車限定または限定なし）が必要です。

【注意】上記の寸法を超えない場合でも、最高速度が15km/hを超える場合は、大型特殊免許が必要です。

尾灯、方向指示器、バックランプなどの灯火類と幅表示、反射板などは各メーカーで販売が始まっていますので、是非お取引のあるメーカーにお問い合わせ願います。

大型特殊免許の取得に関しては、限定なしの場合は最寄りの自動車学校、農耕車限定の場合は最寄りの農林総合事務所にお問い合わせ願います。

なお、大型免許なしでの運転は、無免許運転になりますとともに、もし事故が起こった場合の被害は保険も適用されず、場合によっては法人経営者の管理責任も問われることとなり、経営に大きな損害をもたらします。皆様、しっかりと法令を遵守し、安全な農作業に努めてください。

詳しくは以下のURLをご確認ください（農林水産省、国土交通省のHPに飛びます）。



↑農水省のQR作成しました。



↑作業機付き農耕トラクタの公道走行ガイドブック



↑国交省のQR作成しました。

本だより配布対象 会員・賛助会員・アグリサポート会員・各関係機関
会員の皆様へ

「いしかわ農業法人だより」のメール配信を希望する方は、協会事務局の（南出、島田、吉田）までご連絡お願い致します。
e-mail : syogo-y@inz.or.jp